(4)　緊急時モニタリング
原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において策定された「総合モニタリング計画」に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携して広範なモニタリングを実施しており、現にきめ細かなモニタリング体制が整備されている。新たな緊急事態が発生した場合には、同計画に基づくモニタリングの実施体制等を活用して緊急時モニタリングを実施する。

(5)　原子力災害事前対策
関係地方公共団体等は、新たな緊急事態の発生に備えて当該特定原子力施設の現状を踏まえた合理的な原子力災害事前対策を用意するとともに、次の点にも留意しつつ、前記(1)の考え方に基づく予防的な防護措置が的確に実施されるよう、地域の実情を勘案して必要な準備を順次進める。
・当該特定原子力施設から放射性物質が放出される事態を施設の現状を踏まえて合理的に想定すれば、原子力災害事前対策を用意する上では、前記(1)の考え方に基づいて放射性物質の放出前に講じられる予防的な防護措置で足りること。

第6　今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題
本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。
・IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリングの在り方及び復旧期モニタリングの在り方
・透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第7　結び
そもそも防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。本指針についても、このような観点から、今後の検討結果に加えて、地方公共団体の取組状況や防災訓練の結果等を踏まえ継続的な改定を進めていくものとする。

官庁報告

国家試験

保健師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第104回保健師国家試験を次のとおり施行する。

平成29年8月1日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　試験期日　平成30年2月16日（金曜日）

2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論

4　受験資格

(1)　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者（平成30年3月16日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

(2)　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（平成30年3月16日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

(3)　保健師助産師看護師法第2条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(4)　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年4月1日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第19条第1号に該当する者

(5)　改正法の施行の日（平成22年4月1日）前に旧法第19条第1号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において6月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

5　受験手続

(1)　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第2号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　4の(1)、(2)、(4)又は(5)に該当する者が提出する書類

㋐　次に掲げる書類のいずれか一つ

①　看護師国家試験の合格証書の写し（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書

②　看護師免許証の写し（保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

③　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）若しくは3年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）

この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成30年3月5日（月曜日）午後2時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、平成30年3月5日（月曜日）午後2時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、平成30年3月16日（金曜日）午後2時までに看修業証明書又は看卒業証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。